

作業環境測定

新規

平成21年3月1日

より適用

(特化則第36条～第36条の4)

- ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う屋内作業場については、6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を行わなければなりません。
- その結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う必要があります。
- 測定の記録及び評価の記録は30年間保存する必要があります。
- 管理濃度は、0.1 ppmです。

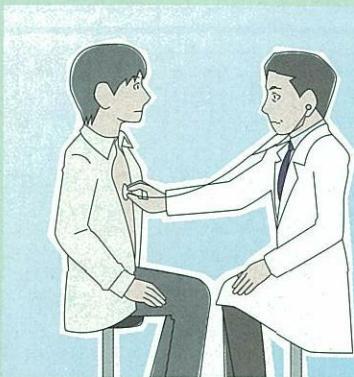


健康診断

(安衛則第45、51、51の4、52条)

ホルムアルデヒドのガスが発散する場所における業務に常時従事する労働者を対象として、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、健康診断を行わなければなりません。

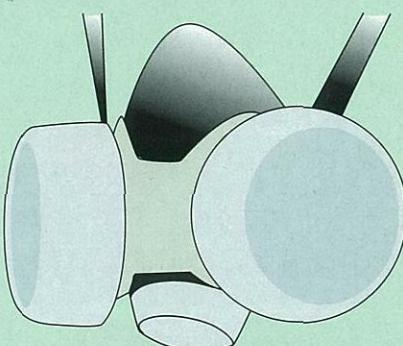
※ この健康診断の項目、結果の記録、事後措置等については、常時使用する労働者に義務付けられている1年以内ごとに1回行う一般健康診断の場合と同様です。



その他の措置

新規適用の規定は、平成20年3月1日より適用されます。

- 保護具(特化則第43条～第45条)
 - ・ホルムアルデヒドに有効な呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等を備えること。
- ▲ 関係者以外の者の立入禁止(特化則第24条)
- 作業の記録の保存(特化則第38条の4)
 - ・作業の記録を30年間保存すること。
- 休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条)
- 喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)
- 取り扱い上の注意事項等の掲示(特化則第38条の3)



○が新規。▲が一部新規。●は従前より。